

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第53号

香川県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則
香川県農業協同組合等検査規則（平成11年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社等、信用事業受託者及び共済代理店</u></p> <p>(8)の2 <u>水産業協同組合法第122条第2項に規定する子法人等、信用事業受託者及び共済代理店</u></p> <p>(9) <u>中小漁業融資保証法第65条、農業信用保証保険法第55条及び漁業災害補償法第68条に規定する受託者</u></p> <p>(10) <u>森林組合法第110条第2項に規定する子会社等</u></p> <p>(検査の目的)</p> <p>第3条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、<u>組合等に対する個別指導の充実を図り、もって組合等の正常な事業運営を促進し、農林水産業の健全な発達に資することを目的として行うものとする。</u></p> <p>(実施計画の作成等)</p> <p>第3条の2 <u>知事は、過去の検査状況、組合等の実情を勘案して検査の対象とする組合等を選定し、毎年度末に、次年度の検査の実施計画を作成するものとする。</u></p> <p>2 <u>検査は、前項の実施計画に基づいて行うものとする。ただし、行政上の要請により緊急に検査の必要が生じた場合又は組合等の組合員若しくは会員から検査の請求があった場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>農業協同組合法第93条第2項及び水産業協同組合法第122条第2項に規定する子会社</u></p> <p>(9) <u>中小漁業融資保証法第65条及び農業信用保証保険法第55条に規定する受託者</u></p> <p>(検査の目的)</p> <p>第3条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、<u>その事業の健全な運営を確保し、又は組合員若しくは会員を保護することを目的として行うものとする。</u></p>

(検査事項)

第3条の3 検査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 業務運営の状況に関する事項
- (2) 資産及び負債並びに損益の状況に関する事項

(検査員)

第4条 検査は、知事が指定した職員（以下「検査員」という。）2人以上で行うものとする。

2 検査員は、検査（農業共済組合の検査を除く。）を行うときは、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係人の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に関係のある場所において行うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）について検査を行うことができる。

(検査の着手)

第7条 略

(執務時間内検査の原則)

第7条の2 検査は、組合等の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、理事その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査の立会い)

第8条 略

(私物検査の制限)

第9条 略

(検査員)

第4条 検査は、知事が指定した職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 検査員は、検査を行うときは、検査員証（別記様式）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に関係のある場所において実地検査の方法により行うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）について検査を行うことができる。

(検査の着手)

第7条 略

(検査の立会い)

第8条 略

(私物検査の制限)

第9条 略

(説明又は資料提出の請求)

第9条の2 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員、会員、加入者、取引先、退職した役員又は従業者その他の関係者に対し、書面若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

(検査の講評)

第10条 略

(検査の拒否等に対する措置)

第13条 略

(指導監督部門との連携)

第13条の2 検査の実施に当たっては、指導監督を行う部門と連携し、事前に指導監督面から見た問題点について十分に把握し、検査に反映させるよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第13条の3 検査員は、検査上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第14条 略

(検査の講評)

第10条 略

(検査の拒否等に対する措置)

第13条 略

(補則)

第14条 略

別記様式（第4条関係）

（表 面）

第 号												
身 分 証 明 書												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">[刻 印]</td> <td style="width: 70%; padding-left: 20px;">所 属 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">職 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">生年月日 年 月 日</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の者は、香川県農業協同組合等検査規則第4条第2項の検査員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">香川県知事 印</p>	写 真	[刻 印]	所 属 名			職 名			氏 名			生年月日 年 月 日
写 真	[刻 印]	所 属 名										
		職 名										
		氏 名										
		生年月日 年 月 日										

（裏 面）

注 意
<ol style="list-style-type: none"> 1 この身分証明書は、検査の際に必ず携帯しなければならない。 2 この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この身分証明書を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに知事に届け出て、再交付を受けなければならない。 4 検査員でなくなったときは、直ちにこの身分証明書を知事に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。

別記様式（第4条関係）

（表 面）

第 号												
検 査 員 証												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">[刻 印]</td> <td style="width: 70%; padding-left: 20px;">所 属 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">職 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">生年月日 年 月 日</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の者は、香川県農業協同組合等検査規則第4条第1項の検査員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">香川県知事 印</p>	写 真	[刻 印]	所 属 名			職 名			氏 名			生年月日 年 月 日
写 真	[刻 印]	所 属 名										
		職 名										
		氏 名										
		生年月日 年 月 日										

（裏 面）

注 意
<ol style="list-style-type: none"> 1 この検査員証は、検査の際に必ず携帯しなければならない。 2 この検査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この検査員証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに知事に届け出て、再交付を受けなければならない。 4 検査員でなくなったときは、直ちにこの検査員証を知事に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式による検査員証は、改正後の別記様式による身分証明書とみなす。